国立大学法人電気通信大学校章規程

平成22年11月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学の校章(以下「校章」という。)に関し必要な事項を 定めるものとする。

(形状)

第2条 校章の形状は、別記のとおりとする。

(呼称)

第3条 校章は、リサージュマークと呼ぶこととする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、校章に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月24日から施行する。

別記(第2条関係)

